

「外国人旅行者体験コンテンツ（旅行会社向け）造成支援委託業務」 仕様書

1 事業の目的

近年、訪日外国人は体験型の観光を求める傾向にあり、県内地域の魅力の掘り起こしや磨き上げが必要となっているため、意欲のある県内施設等と調整を行いながら、体験型コンテンツの選定・磨き上げを行い、販売の実現可能性が高いコンテンツ造成を支援する。

なお、造成したコンテンツは、事業終了後も継続販売し、本事業で構築したコンテンツ造成から販売までの仕組みを事業終了後も継続活用することとする。

2 業務内容

実施に当たっては、本県へ業務計画を示した上で実施することとし、事業計画等に重要な変更が生じる場合には、事前に愛知県と協議を行うこと。なお、業務実施にあたっては、地域の DMC 等、地域のオペレーションの役割を担う団体等と積極的に連携を図ること。

(1) 体験型コンテンツの造成

下記「旅行商品の条件」に合致した、インバウンド向け体験型コンテンツを新たに造成するとともに、造成した体験型コンテンツのブラッシュアップを行う。

【コンテンツの条件】

- ① ターゲット
 - ・米国を含む外国人客のうち、ミドル富裕層*¹及びモダンラグジュアリー*²
 - ・旅行形態はFIT（個人訪問者）を想定しているが、団体旅行へ対応したコンテンツも可能とする。
 - *1 総資産 100 万～500 万ドル程度、旅行平均消費約 100 万円程度/回
 - *2 新しいことへの挑戦、贅沢より経験、自分にとっての意義を重視する「新型ラグジュアリー志向」
- ② 日数・数量等
 - ・数時間から 1 日程度
（東京～大阪等、長期間の滞在に組み込むコンテンツを想定）
 - ・造成数：4 コンテンツ以上
- ③ 内容及び留意点
 - ・愛知県特有の「歴史・文化」「産業」「食」「自然」等の魅力が体験できるものとし、コミュニティ・ベースド・ツーリズム、ナイトタイム・エコノミーを意識した内容を盛り込むこと。
 - ・テーマ性を持たせた内容とすること。
 - ・質が高く、ターゲットとなる外国人観光客に訴求力のある内容とし、2024 年度同事業で造成したコンテンツを始め、他の地域の体験と差別化を図った愛知県らしいコンテンツを造成すること。
 - ・採算性があり、本契約終了後も販売が可能な内容とすること。

ア 企画立案・各種分析 4～9月頃

- ・委託事業者の知見により、愛知県の観光資源の掘り起こしを行い、富裕層向けコンテンツの企画案を4コンテンツ以上立案すること。
- ・立案した企画コンテンツについて、マーケット調査（競合商品等ないか）・現地調整・海外需要調査等を通して、コンテンツ化が見込めるかどうか確認を行い、企画コンテンツの再構築、コンテンツの台本の作成を行い、4コンテンツ以上造成すること。
- ・コンテンツの内容及びオペレーションの確認を目的とした関係者による内部テストを実施し、更なる磨き上げ・最終調整を行うこと。
- ・造成後のコンテンツの販路・販売体制を構築すること。

イ モニターツアー 10月頃

- ・富裕層向け訪日旅行ライター、コンシェルジュ等、コンテンツの磨き上げに資する有識者を2名以上招請し、富裕層目線での意見を反映すること。（1泊2日想定）
- ・モニターツアーにおいて、プロカメラマンによる商品概要書（タリフ）用写真を撮影すること。

(2) コンテンツ販売 1月頃

(1)により造成したコンテンツを、米国市場における顧客又は同市場を対象とする海外に販路を持つ旅行会社等へ販売する。

ア 販売・手続フロー構築

- ・販売に必要なWebページやタリフ等のツールを作成し、(1)で構築した販路により、造成したコンテンツを販売する。
- ・契約終了後も販売を可能とするため、予約から催行のための手続フローを構築する。

イ プロモーション

- ・海外販売サイトへの掲載や、旅行会社への情報発信、販売先への情報発信等を実施すること。
- ・作成に当たっては、下記事項に留意すること。

【プロモーションツール作成に当たっての留意事項】

- ・興味関心のフックとなり得るストーリー性を持たせることに加え、目を引くタイトル、写真の選定についても重視した内容とし、愛知県の魅力を効果的に伝えるものとする。
- ・外国人の目を引くデザインとし、インパクトのある大きな画像を掲載すること。
- ・掲載する画像は受託者が調達し、掲載する画像の使用許可を取ること。
- ・画像を撮影して調達する場合、発生する費用は受託者の負担とすること。
- ・撮影する画像に人物を登場させる場合、必要な肖像権の処理を行うこと。
- ・読みやすかつ愛知県への来訪意欲を誘引する内容とすること。
- ・英語で作成するとともに、掲載内容の確認のため日本語の翻訳原稿を提出すること。
- ・提出するデータは、編集可能な形式のものとする。

(3) ウェビナーの開催等による認知度向上施策の実施 1～2月頃

富裕層向けに旅行商品を販売している旅行会社を集めた愛知県単独のウェビナーの開催もしくは同等の効果が得られる施策を実施し、富裕層マーケットでの愛知県の認知度向上を図るとともに、2024年度造成コンテンツ（8コンテンツ）及び2025年度造成コンテンツ（4コンテンツ）のセールスを行うこと。なお、実施回数は1回、30社程度の招集を目指すこと。

(4) 業務報告

ア コンテンツ販売後、プロモーション先（個人の場合は属性等）、プロモーション回数等の状況報告を行うこと。

また、上記以外にも予約・販売実績データ等を求めた際は、速やかに報告すること。

イ 造成したコンテンツの販売状況等を把握し、課題等を分析した上で、本県と事前に協議し、必要に応じてブラッシュアップや販促強化を行うこと。

ウ 事業完了後、最低2年間は販売状況について情報提供に協力すること。

3 成果物の提出

業務報告にあたっては、特筆するものを除き、日本語で作成の上、提出すること。

(1) 提出物

ア 事業計画書

イ 新たに造成した体験型コンテンツの一覧及び商品概要書（タリフ）

※ 日本語及び英語

ウ 問合せ先一覧（各コンテンツ事業者の担当及び連絡先を記載）

※ レップ販売用

エ 業務報告書

- ・造成したコンテンツの販売目標及び実績
- ・プロモーションの実績
- ・次年度以降の課題や改善すべき点に関する提言

オ その他指示した事項

(2) 提出期限

令和8（2026）年3月19日（木）

(3) 提出部数

日本産業規格A4判の紙媒体2部、電子データ1部

(4) 提出先

愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課

4 留意事項

(1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。

(2) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、

事前に本県と十分協議を行うこと。

- (3) 委託期間中は、業務内容、経過全般を常に把握している専任の担当者（正・副 各1名以上）を置き、本県との連絡調整を行うこと。※日本語に限る。
- (4) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (5) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) モニターツアーで撮影した画像及び規定する成果物一式の著作権は、委託者である愛知県に帰属するものとする。
- (7) コンテンツ造成にあたり、現在商品として販売中のものを選定する場合には、対象となる受入施設等のほか販売事業者とも調整し、協力を得た上で実施すること。
- (8) 本契約終了後も、販売件数の照会等、フォローアップ調査に協力すること。
- (9) 仕様内容等に変更が生じた場合、本県と協議の上、対応を決定すること。
- (10) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (11) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。